

平成 20 年 6 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会  
会議録

平成 20 年 6 月 12 日

福岡県太宰府市議会

# 1 議 事 日 程

〔平成20年太宰府市議会第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成20年6月12日

午前10時

於 全員協議会室

日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中 林 宗 樹 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	不 老 光 幸 議員	委員	安 部 啓 治 議員
〃	藤 井 雅 之 議員	〃	原 田 久 美 子 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	松 永 栄 人
市民課長	木 村 和 美	環境課長	蜷 川 二三雄
人権政策課長	津 田 秀 司	福祉課長	宮 原 仁
高齢者支援課長	古 野 洋 敏	国保年金課長	木 村 裕 子
子育て支援課長	花 田 正 信	保健センター所長	和 田 敏 信

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白 石 純 一
議事課長	田 中 利 雄
書記	浅 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。本日2名の傍聴許可をしておりますので、ご報告申し上げます。

傍聴される皆様には、委員会中は、お手元の「傍聴の際の注意事項」をお守り下さい。

また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解の上ご協力をお願いします。

それでは、ただいまから環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に審査付託されております案件は、住居表示に伴う町の区域の設定について1件、条例改正3件、補正予算2件、請願1件、意見書1件です。

また、陳情が2件送付されていますのでご確認ください。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） まず、お手元に配付しております日程表の日程第1です。

本会議初日に当委員会に付託されました、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」ですが、公聴会関係の協議となりますので、その他の日程審査を先に行い、日程第8の後、最後に回したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、日程第2から審査を初めます。

~~~~~

日程第2 議案第55号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。

執行部に補足説明を求めます。国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） では、太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。次の議案第56号、57号の各条例とも同様でございますが、今回の条例改正は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴う条例の改正になっております。

まず、乳幼児医療費の支給に関する条例でございます。条例の改正の新旧対照表の81ページをお願いします。左側が改正前、右側が改正後になっております。この条例案を読みながら説明させていただいても解りにくいので、資料4としてお手元に配付させていただきました医療費助成事業の見直しという一覧表と併せて説明させていただきます。まず、定義ですが、県の支給制度の中で3歳を区切りに所得制限が設けられたために条例上ではアとイということで3歳に区切っておりますが、太宰府市の場合は就学前まで対象にさせていただきますので、この分につきましては特に影響

のあるものではありません。

次に対象者も今までと同様の内容になっています。第4条の乳幼児医療費の支給でございます。

82ページになります。この部分が変更になっております。一覧表の乳幼児医療費の欄の自己負担のところですが、自己負担は今まで太宰府市の条例では3歳未満は一切自己負担は入りませんが、3歳以上につきましては、初診療、往診料の自己負担分を乳幼児医療の自己負担として保護者の方に支出していただいていた。今回はその内容が変りまして、3歳以上につきましては定額の自己負担を導入しております。通院につきましては月に600円を限度額とします。入院については、1日に500円限度が月7日ですので、1か月3,500円の限度額となります。いずれも1医療機関ごとに負担します。

次に、83ページ、資格の申請及び認定第5条ですが、これも手続き上が太宰府市の場合特に変更する点はありません。医療費の発行については若干変わってくる部分がありますが、保護者にとっての変更はありません。

次に一覧表の方で最終的に確認させていただきます。対象者は、県の制度は通院は今まで3歳未満でしたが、就学前まで、対象とするということで、太宰府市も県と同様に通院は就学前まで対象とします。入院も就学前でしたので、10月からは就学前のお子様には通院、入院とも対象になるということです。所得制限の点で、県が3歳以上については児童手当に準拠した所得制限を設けるという規定がありますが、太宰府市については3歳以上についても所得制限を設けないというようにしています。自己負担は先ほど説明したとおりでございます。乳幼児医療の条例については以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 通院の自己負担のところですが、いずれも医療機関ごとに負担ということになっていますが、たとえば総合病院の場合、この科とこの科とかがかかっている場合と病院によっては専門で外科と内科で別々にあるんですね。これを別々にかかった場合と両方含んだ総合医療機関がありますが、この点の違いがあるのか一緒なのか補足で説明願います。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 総合病院につきましては、診療科目ごとに1医療機関とみなします。

（不老光幸委員「はい分かりました」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） はい、原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 就学前というのは6歳までということになっているのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） これは小学校に入学するまでということですので、6歳に到達した年度の3月31日まで有効です。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 改正後のイに3歳に達する日の属する月の翌月から6歳就学前というのをここに入れるべきだと思います。なぜかという、いろんな病気で、7歳の子がまだ就学前ということもありうると思いますので、この6歳のあとに就学前という言葉を入れたほうが幅広く就学前というのが生きてくるのではないかと思いますけど。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 現在のところは、県の支給制度に準拠して条例お定めさせていただいていますので、厳密に言いますとそのように例外的な方も出ると思います。今後そのようなことも含めてどのようにしたらいいか、検討課題にさせていただきたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 乳幼児医療費の第2条の3項にあたります、医療保険各法というのがありますね、その分が次に入ってきますが、母子家庭等医療費の支払いに関する条例の中で言おうと思いましたが、それは、その分では第2条の5項にアイウエオカというふうになって、キが追加されるということですが、この乳幼児医療費の支給に関する条例の中の医療保険各法にアイウエオカまでを入れた方が、条例として見易いし、同じようにした方がよろしいのではないのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 内容を確認させていただきますので、時間をいただいてよろしいでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） はい。

（国保年金課長「はい委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 確かに表現と言いますか、ここに記載してる標記法が少し違ってあります。乳幼児の場合はアイウエオカというように項目ごとに羅列する方法ではなく、文章の中に一文で表現していることになるのですが、内容的には乳幼児医療証を交付されるためには何らかの医療保険に入っておかないといけませんという前提があるわけで、その前提の各医療保険法をここに明記しておりますので、内容については同じなのですが、まあ同じ表現の方が分かり易いということであれば今後の条例改正の中で内部検討おをさせていただきたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） よろしいですか。はい、藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 自己負担の入院の場所を確認させていただきますが、1日500円で月7日限度というところですが、この7日を超えた場合は通常の各保険の関係での算定になるのかということと、入院500円というのは当然自己負担分である食事代とかそれは別途というふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 入院の1日500円、月7日限度というのは、1か月3,500円以上は負担しなくてもよろしいですよということになります。保険診療の対象になる医療費ですので食事代は対象から除かれます。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） それで、要望にとどめますが、食事代は別途かかりますということを知られる上できちんとしといてもらいたいと思います。病院で保護者がこれ以上かからないはずだと、支払いの時に食事代も含まれていると思っている方もいたので、その点だけは混乱が起らないように対応していただくようお願いします。

委員長（中林宗樹委員） 今のは要望ということでよろしく願いしておきます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

日程第2、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 ）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第55号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分

~~~~~

日程第3 議案第56号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。

執行部に補足説明を求めます。国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） では次に、太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

一覧表では一番下になります。まずはじめに条例の名称が変更になります。今までは「母子家庭等」でありましたが、10月からは「一人親家庭等」に変更いたします。これは新たに父子家庭を対象にしたために名称変更するものです。それでは、変更の主な内容は表の方で説明させていただきます。まず対象者ですが、今までは母子家庭、養育者家庭となっております。そして一人暮らしの寡婦ということで支給対象としておりましたが、今回から新たに父子家庭を対象といたします。廃止される部分は一人暮らしの寡婦については平成22年8月までに段階的に廃止をさせていただきます。次に所得制限につきましては今までも母子家庭等医療費については所得制限が設けられていましたのでこの点の変更はありません。自己負担ですが、初診料、往診料の自己負担分がこれもやはり定額となりまして、通院が月800円、入院は1日500円の月7日限度ということでこれもやはり、それぞれ1医療機関ごとに負担をするということになっています。主な変更点は以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 2点お伺いします。一人暮らしの寡婦が平成22年8月までに段階的に廃止になるというふうに資料に出してもらっていますが、その段階的というのをもう少し詳しくどういった形になるのかというのを説明願います。あと新たに対象になります父子家庭のところで手続きの際いったん市役所まで来てもらう必要があるのかどうか教えていただけないでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 一人暮らしの寡婦の段階的な廃止については、平成20年の10月から平成21年の7月までが月通院で1,000円を限度額とさせていただきます。入院の場合は月12,000円の限度額となります。平成21年の8月から22年の7月までは、月に1医療機関で通院で2,000円、入院で24,000円を限度額とさせていただきます。22年の8月からは廃止ということで、医療保険法による自己負担の3割相当という負担になります。それから、父子家庭につきましては、今どれぐらいの父子家庭の対象があるのかは把握していません。対象者を把握するのは難しいと思っておりますが、これはあくまで申請をしていただいた上での交付になりますので、広報はもちろんですが、あらゆる手段を講じて皆さんに知っていただくように努力をしたいと思っております。保育所であるとか幼稚園であるとか病院であるとかを通じての広報、あるいはホームページだとか、あとはこれは県の制度自体が変わっておりますので、県が主体的にマスメディアを通じてであるとか広報をしていただけないかと思っております。県には広報について要望をしております。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 父子家庭の人数をまだ掴んでないということですが、一人親の方がお子さんを預けて当然日中は働いておられるわけですが、その何か短時間でも手続きの必要がある場合、親御さん本人が仕事を抜けてというのが場合によって難しいと想定されるのですが、親御さん本人が来ないといけないことなのか、祖父母や代理でもいいのか、そういったことについては県の方とも協議されているのか、どういう見通しになるのか分かれば教えていただけませんか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 申請については、ご家族の方、代理の方でも受け付けています。ただし、ご本人から委任を受けていらっしゃる、及び必要な書類を揃えていらっしゃる、その委任を受けた方ということが確認できる身分証明的なものを持っていらっしゃる、そういうことをクリアしながら代理申請も受け付けをしたいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 要望にとどめますが、その辺のところの配慮をよろしく願います。

委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 県の制度ということで、新たに父子家庭が対象になるということは評価しま

すが、やはり今まで重要な役割を果たして来た一人暮らしの寡婦のところを段階的に廃止になるということは容認することはできませんので反対を表明します。

委員長（中林宗樹委員） 他にございませんか。

これで討論を終わります。採決を行います。

議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 ）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第56号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前10時23分

~~~~~

日程第 4 議案第57号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 4、議案第 5 7 号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。

執行部に補足説明を求めます。国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。新旧対照表の92ページですが、条例の名称が変更になります。改正前は「重度心身障害者」ですが、それが新たな条例では「重度障害者」となります。従前は精神障害者は対象になっておりませんでした。今回精神障害者についても対象とすることから名称の変更をさせていただきます。一覧表を見ていただきたいと思います。真ん中の欄が重度障害者医療費の変更内容になっています。まず、対象者ですが、今までの心身障害者の方については変更はありません。以下精神障害者の精神手帳 1 級の方、ただし、精神病床入院に掛かる費用は対象から除外となります。所得制限については、今までは所得制限を設けておりませんでした。新しい条例では特別障害者手当てに準拠した所得制限が設けられます。自己負担は、65歳未満の方について初診、往診の自己負担分は今までしていましたが、その分が変更になります。65歳以上の方についてはこの負担も無かったのですが、65歳以上についても自己負担をお願いするということになりました。内容は、通院については月500円が限度額、入院については一般の場合は 1 日500円で月20日が限度額、低所得者については 1 日300円で月20日の限度額ということになります。いずれも 1 医療機関ごとに負担をしていただきます。低所得者については、市民税の非課税世帯の方が低所得者の自己負担限度額に該当するということになります。主な改正点は以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 3月の委員会の中でも後期高齢者医療制度の関係で、この重度障害者の方の制度が新たに変るということで、その方々がきちんと理解できるのかとお伺いしましたが、今回もそれと関連することがあると思うのですが、新たに負担が発生する方とか所得制限が発生する方とかへの周知の徹底についてはどういう対応をとっていきのかお聞かせください。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 所得制限が設けられることで新たに申請をしていただいたりとか、お知らせしたりすることが必要になってきますが、後期高齢者医療制度と絡んでくる65歳以上の方については個別にきちっと説明した上で事務を進めていきたいと思えます。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 今回の改正に含まれていない部分ですが、ここに知的障害者の欄ですが、IQの判定はどなたがするのですか。後学のために教えてください。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 判定につきましては、厚生相談所が春日の方にありまして、そちらの方の判定になるかと思います。児童については児童相談所になります。

委員長（中林宗樹委員） 他にございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 今回の提案のところですが、新たに所得制限の導入ということと、一回あたり500円という負担ですが、やはり収入が高くない多くの障害者の方にとって、500円の負担は決して軽いものではないと思えますので本議案については反対いたします。

委員長（中林宗樹委員） ほかに討論はありませんか。

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 ）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第57号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時30分

~~~~~

日程第5 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第5、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を、議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行いますが、歳出の補足説明において、歳入が関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いいたします。

なお、歳出の説明の中で、歳入の説明に関する質疑がある場合は、歳出の質疑の際に、これを許可します。

それでは、補正予算書10ページから13ページの3款、民生費、1項、社会福祉費について、2目から順に、執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

高齢者支援課長(古野洋敏) 老人福祉費、特別会計関係費135万1,000円、これは介護保険事業特別会計への繰出金でございます。内容につきましては職員の産休代替に伴う嘱託職員の採用の賃金でございます。以上です。

委員長(中林宗樹委員) 次3目。福祉課長。

福祉課長(宮原 仁) 3款1項3目の障害者対策費の30万円についてですが、これは財源校正ということをお願いしております。歳入の8ページの方にも掲げておりますが、17款の寄付金、社会福祉費指定寄付30万円でございますが、そちらと係わりがありますので同時に説明させていただきます。この30万円につきましては、元教育委員長をされていた方のご遺族の方から福祉への指定寄付ということで寄付金がありました。ということでその寄付金を障害者対策費ことで歳出の方は、一般財源の方から寄付金の財源の方へ校正をするというふうにしております。

委員長(中林宗樹委員) 次6目、7目。国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) では、6目重度心身障害者医療対策費、及び7目母子家庭等医療対策費について説明させていただきます。この2つは全て制度改正に伴う補正予算となっております。需要費につきましては医療証のカバー、印刷製本費につきましては医療証及びそれを郵送する時の封筒代、役務費につきましては、郵便代。委託料はシステムを変更するためのシステム変更委託料となっております。以上です。

委員長(中林宗樹委員) 補足説明は終わりました。

それでは、2目から順に、委員からの質疑を許可します。

まず、2目について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 次に、3目について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 次に、6目について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 次に、7目について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 次に、12、13ページの3款2項:児童福祉費の5目について、執行部の補足説明を求めます。国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 乳幼児医療対策費の支給事務費、246万7,000円。これも先ほどと同様に乳幼児医療証を交付する事務にかかる費用となっております以上です。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 次に、同じく12、13ページの4款1項:保健衛生費について、執行部の補足説明を求めます。保健センター所長

保健センター所長(和田敏信) 母子保健費の母子健康教育相談関係費でございますが、賃金でございます。これは当初予算では休職しておりました保健師の代替といたしまして、臨時保健師を6か月分計上しておりましたが、本人が本年2月に亡くなりましたことから、嘱託保健師を雇用いたしました。そこで嘱託1年分と当初計上分との差額123万8,000円を計上させていただくものでございます。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

それでは、委員からの質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 次に、14、15ページの5款、1項:労働諸費について、執行部の補足説明を求めます。福祉課長。

福祉課長(宮原 仁) 19節の負担金補助金及び交付金、シルバー人材センター関係費についてご説明申しあげます。今回の補正につきましては、県下のシルバー人材センターにおきまして、死亡事故などを含む7件の重篤事故が発生しているということから、福岡県のシルバー人材センターの方から事故防止取り組み強化と安全就業に対する対策を講じてくれと通達があつているところです。それに伴いまして安全適正就業推進特別経費として補助金20万円を追加補正するものでございます。この20万円の使用につきましては就業に必要な安全保護具、ヘルメットとかいろいろありますが、そういったものを購入、それから安全就業に対します講習会、専門技術の実習の実施等に使うということでの補助金になろうかと思つています。以上です。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

それでは、委員からの質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 以上で歳出を終わります。

それでは、補正予算書 8 ページ、9 ページの歳入ですが、先ほど歳出で説明していただきました以外に、執行部の方から補足説明はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 以上で、歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出、その他全般について、委員からの質疑を許可します。質疑はありませんか。

安部陽副委員長。

副委員長(安部 陽委員) 保健費で保健師の方が亡くなられたというのは、これは過労ではないのですね。

保健センター所長(和田敏信) 病気でございます。

委員長(中林宗樹委員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

藤井雅之委員。

委員(藤井雅之委員) 補正予算の対応につきまして、先ほど反対いたしました議案第56号、57号に関する支出の部分が含まれておりますので同様に反対いたします。

委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

委員長(中林宗樹委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第58号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時40分

~~~~~

日程第6 議案第59号 平成20年度太宰府市 介護保険事業 特別会計補正予算(第1号)について

委員長(中林宗樹委員) 日程第6、議案第59号「平成20年度太宰府市 介護保険事業 特別会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について、補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長(古野洋敏) 24、25ページですが、歳入歳出の絡みがありますので一緒に説明させていただきます。先ほど一般会計で申しましたようにその他一般会計繰入金といたしまして、職員

給与費等繰入金135万1,000円が収入でございます。歳出につきましては一般管理費の中で庶務関係費、共済費、保険関係、賃金で135万1,000円。先ほど申しましたが、職員の産休代替に伴うものでございます。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第59号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時41分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） ここで、11時00分まで休憩します。

休憩 午前10時41分

~~~~~

再開 午前11時00分

委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

日程第7 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願

委員長（中林宗樹委員） 日程第7、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願」を、議題といたします。

本請願の協議に入る前に、本請願の紹介議員となっています藤井雅之委員がいらっしゃいますので、何か補足説明があればお願いします。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 請願の趣旨につきましては本会議2日目に説明をいたしましたとおりです。特に今回の請願者であります中小業者の集まりであります民主商工会の方から出されておりますが、とりわけ最近の原油高、物価高などで経営が大変厳しい状況であります中小業者からの悲痛な叫びの

要望でございますので是非とも審議していただきまして可決していただきますよう重ねてお願いしまして補足の説明を終わります。

委員長（中林宗樹委員） 続きまして、この請願の実現につきましては、予算措置等が必要となってきますので、執行部の方から、何か参考になる説明があればお願いします。

保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） この件につきましては、3月の一般質問、それから新年度の予算審査でご要望をいただいておりますところでございます。今年度に入りまして筑紫地区の首長会で子育て支援施策の充実は早急に取り組むべきものとして協議されておりますことを受け、筑紫地区が歩調を合わせまして今年度のなるべく早い時期に5回実施をしたいと考えておりますところでございます。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 執行部の方からの説明は終わりました。

それでは、協議をはじめます。

（安部啓治委員「質問いいですか」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 前も説明があったと思いますが、請願で最低5回ということですが、仮に2回健診を増やしたとして、およそどれぐらいの予算措置が必要でございますか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 1回につきまして、およそ500万円弱ぐらいです。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 2回でおよそ1,000万円とのことですが、その3分の1が市の持ち出しと考えてよろしいのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） これは地方交付税措置ということになっておりまして、補助金という形ではありませんので、一般財源という形で支出ということになります。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 妊婦さんが診察を受けられる場合、3回の場合は時期的にどういう指導を今までしてあったのか、5回になったらその間に入るであろうと思いますが、3回の場合は大体どのような健診のあり方だったのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 健診のあり方と言いますか、検査項目の考え方でありまして、1回目と2回目からそれ以降は違っておりまして、1回目だけが検査項目が多いのですね。それで当然問診から尿検査、血液検査というふうにいたしまして、それが血液検査が1回目だけになっておりまして、あとは超音波検査は各回ともやるというふうになっておりまして、基本的には検査項目が定められているということで、妊婦さんが行かれた時で最初に行かれた時から順次適用するという考え方でされているところでございます。

(安部陽副委員長「10ヶ月で計算すると中間をとっていつているということですね」と呼ぶ)

委員長(中林宗樹委員) 保健センター所長。

保健センター所長(和田敏信) 妊婦さんによっていろいろ、きちんと行かれる方とそうでない方も当然いらっしゃいますでしょうし、そこは行かれた時でその都度早い段階からなさると思いますが、実態まではなかなか分かりにくいところでございます。

委員長(中林宗樹委員) 他にありませんか。

不老光幸委員。

委員(不老光幸委員) さっきのご回答の中で、今年度の早い時期とおっしゃいましたが、この筑紫地区の市長さん同士のいろいろな会合の中で、この妊産婦の5回についても検討して、できるだけ早い時期に実施をすると話もされたようなふうに漏れ聞いてはおるのですが、例えば乳幼児の医療費の助成が10月からなされるのですが、早い時期というのであれば、今年中、期待感としてはかなり話しは進んでいるのかという気がするのですが、その辺は答えられないでしょうが、もう少し突っ込んで回答できればお願いしたいのですが。

委員長(中林宗樹委員) 答えが出ますか。協議中ということで。

健康福祉部長。

健康福祉部長(松永栄人) 財政当局もでございますので、今後補正要求をしまいますが、財源の関係等も当然出てこようかと思えます。所管部局としては9月補正予算要求をしたいというふうに考えております。

委員長(中林宗樹委員) 原田久美子委員。

委員(原田久美子委員) 皆さん言われたことと私も一緒なのですが、少子化対策の中でも深刻な問題となっておりますので、私も3人の子どもを産み育ててきた者として、この5回までになると本当に女性として5回というのは賛成ということで言わせてもらいたいのですが、5回になったところで限られた予算をやりくりされるとともに、里帰りの出産などで、市外で受ける場合もあると思えます。そういうふうな問題とかも事例とかもあると思えますので、そういう説明を受けてから皆さんの話しを深刻に考えていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

委員長(中林宗樹委員) 今のは要望ということによろしいですか。

委員(原田久美子委員) はい。

委員長(中林宗樹委員) ほかにございませんか。

~~~~~

委員長(中林宗樹委員) ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

~~~~~

再開 午前11時10分

委員長(中林宗樹委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） それでは、協議を再開します。

委員の皆さんから他にご意見は、ありませんか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 先ほど原田久美子委員も言いましたが、この件は私としても少子化対策として一定の効果が見込まれますので、大変望ましいことと考えております。2回の実施で先ほどおよそ1,000万円の予算措置が必要ということでございますので、他の施策への影響等も考えられますので今年度の決算状況を見て、将来の本市の財政状況を勘案した上で判断したいと考えますので、今議会においては本案は継続審議をするのが妥当ではないかと考えております。

委員長（中林宗樹委員） ただ今、安部啓治委員から、継続審査との意見が出されましたが、その他の委員から、何か意見はございませんか。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 私も先ほどの健康福祉部長の話しで何らかの検討をされておりますので、場合によっては9月の補正で出るかもしれませんので、その推移を見るということで次回の議会まで継続審査にしたらどうかと思います。

委員長（中林宗樹委員） 他にご意見ございませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 最後に紹介議員として追加で言わせていただければと思いますが、ただ今継続審査というご意見が出ていますが、やはりこの実施についての協議もされていると執行部からの説明もありましたが、請願者の方、市民の方にとってはそれがどういう状況かというのが全く見えませんし、不透明な部分もあるかと思っておりますので、継続ということではなく、是非早期実施を求める立場からこの請願を採択していただきたいということを重ねてお願いいたします。

委員長（中林宗樹委員） ただ今藤井雅之委員から、委員会で採決をという意見も出ておりますが、継続審査との意見が出されましたので、本請願を継続審査するところで採決を行います。

請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願」を継続審査することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 ）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。したがって、請願第2号は、継続審査すべきものと決定しました。

継続審査 賛成4名、反対1名 午前11時13分

~~~~~

日程第8 意見書第3号 「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設を求める意見書

委員長（中林宗樹委員） 日程第8、意見書第3号「『クールアース・デー』（地球温暖化防止の日）の創設を求める意見書」を、議題といたします。

本意見書につきましては、本会議におきまして、提出者の清水章一議員から提案の説明がありましたとおりでございます。

協議に入ります。

委員の皆さんからご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで協議を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。意見書第3号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、意見書第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時14分

~~~~~

#### 日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

委員長(中林宗樹委員) 先ほど先送りにしておりました、本会議初日に当委員会に付託されました、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

6月2日に公示し、昨日締め切りました本議案についての「公聴会の公述人申し出」結果について、事務局に報告してもらいます。

議事課長。

事務局(田中利雄議事課長) それでは、「公聴会の公述人申し出書」の提出結果についてご報告申し上げます。

6月2日の公示日より、向佐野区及び吉松区の両区長さんに、対象区域に住所を有する方へ戸別にチラシ配付をお願いしましてお知らせしていただきました。

また、市のホームページにも掲載し、昨日6月11日を締め切り日としまして、本公聴会の公述人の公募をしましたところです。

お手元の資料1をご覧ください。記載していますとおり、本案件に対しましての、反対者としての公述申し出者5名、賛成者としての公述申し出者3名という結果になっております。

それぞれの公述申し出者の「意見を述べようとする理由」につきましては、要約しまして記載しています。以上でございます。

委員長(中林宗樹委員) ただ今議事課長より説明のありましたとおり資料が添付されておりますのでこれをご参照いただきたいと思います。

それではこれより公述人の選考に移ります。

公述人の選考にあたっては、公平・公正な判断のもとに行う必要がありますので、そのあたりをご考慮の上、協議をお願いします。

まず、公述人の人数でございますが、前回平成3年に行われました住居表示に関する公聴会では、賛成公述人は申し出全員の3名、反対公述人の申し出は賛成者よりも多かったため、賛成者の数に合わせるため抽選により3名とし、同数としております。

前例にならうのであれば、今回の申し出の状況から、賛成者は3人全員とうことで決定し、反対者をその人数に合わせる形で、申し出者5人のうちから3人を選考するという方法にならうかと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) それでは、前例にならい、公述人は賛成者3名、反対者3名ということに決定いたします。

(安部陽副委員長「委員長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ)

~~~~~

委員長(中林宗樹委員) ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

~~~~~

再開 午前11時32分

委員長(中林宗樹委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

委員長(中林宗樹委員) 反対者の選考方法ですが、いくつかあると思いますが、何かご意見はありますか。安部陽副委員長。

副委員長(安部 陽委員) 抽選をお願いします。

委員長(中林宗樹委員) 抽選という意見がでましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) それでは、抽選でいくことで決定します。抽選については、委員長が代理抽選し、委員全員が立会人となり抽選することに対して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 選考は抽選にて行うことに決定しました。

それでは、反対意見の公述人の抽選を行います。代理抽選は委員長が行い、立ち会人は委員の方でお願いします。

資料1の受け付け番号順に、1番松尾さん、2番田實さん、3番田島さん、4番鷺崎さん、5番大松さんと番号をつけたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 筒の中に、1番から5番までの棒を入れてください。

( 委員確認 )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) 3本引きます。引いた番号で反対公述者3名を決めます。

( 委員長くじを引く )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) 2番ですね。5番、3番。

( 委員確認 )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) 抽選は終わりましたが、何か不審なところがありますか。

( 「ありません」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) それでは、反対の公述人については、2番の田實さん、5番の大松さん3番の田島さんの3名に決定します。

それでは、お諮りします。

公述人は、反対者3名、田實さん、大松さん、田島さん、賛成者3名、石橋さん、谷川さん、川口さん、といたします。

公述人の発言順序は反対者から始め、次に賛成者と交互に、資料1のそれぞれの受付番号順とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは公述人及び発言順は、

1番田實昭三さん反対、2番石橋澄子さん賛成、3番田島守雄さん反対、4番谷川靖さん賛成、5番大松義憲さん反対、6番川口豊治さん賛成、以上のように決定いたしました。

次に、発言時間についてですが、前回の公聴会では、「1人10分以内」でご発言いただき、特に支障はなかったようですので、今回も10分以内ということによろしいでしょうか。

( 「はい」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) 異議なしと認め、発言時間は1人10分以内と決定いたしました。

それから、持ち時間残り3分のところで、ベルを鳴らし合図したいと思います但よろしいでしょうか。

( 「はい」と呼ぶ者あり )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) 次に、質疑ですが、公述人から委員に対し質問はできません。

委員からの質疑はどのようにするかですが、質疑は公述人全員の発言終了後、一括質疑にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

委員長 ( 中林宗樹委員 ) 異議なしと認め、一括質疑とすることに決定いたしました。

なお、質疑に関しましては、公平中立な立場から簡単明瞭に行われますよう、ご協力願います。

また、公述人へ意見を述べることはできませんので、よろしく願います。

次に、公聴会の会場は、資料2にあります図のとおり、ここ全員協議会室で行うこととしまして、席次表を作成しておりますが、ご意見がありましたら願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) この資料のとおりで異議なしと認め、資料2のとおりといたします。

それから、公聴会の次第についてですが、資料3のとおりに会議を進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、資料3のとおり公聴会を進行することに決定いたしました。

公聴会開催にあたっては以上のとおりですが、その他、公聴会全般に関して、ご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) なければ、本日の当委員会による「公述人の決定結果」につきましては、議長名をもって、選ばれた方、選ばれなかった方全員に速やかにお知らせいたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における、本日の委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

次の委員会は、6月18日午前10時からの「公聴会」終了後、午後1時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

~~~~~

閉会 午後11時39分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成20年6月30日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹